

# 自治区自動車運転管理規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は下古屋自治区(以下 自治区という)が所有する軽貨物自動車(以下 軽自動車という)の使用・安全運転管理・保全について定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 自治区の軽自動車の運転にあたっては、自治区の社会的信用を高めるため、常に人命尊重を旨とし、かつ交通法令並びにこの規則を遵守して運転に努めなければならない。

(安全運転管理者)

第3条 自治区の軽自動車の安全運転管理者は、自治区長とする。

(運転者の義務)

第4条 自治区の軽自動車を運転するものは、第2条を遵守するとともに安全運転管理者の指示に従わなければならない。

## 第2章 軽自動車の利用・運転管理

(利 用)

第5条 自治区の事業を円滑かつ能率的に推進すると同時に、区民の住環境整備等の利便性を図る。

- ② 自治区に関係する諸団体等が利用する場合は、事前に別に定める利用申請書を提出し、自治区長の利用許可を受けること。諸団体には、組も含むものとする。
- ③ 自治区の区民が個人的な利用で、業務活動等営利を目的としない場合は利用を認めることとし、事前に別に定める利用申請書を提出し自治区長の利用許可を受けること。  
但し個人的利用は豊田市内を原則とし、1回の利用につき500円を徴収する。
- ④ 利用申請書は、運転者が提出すること。
- ⑤ 利用した運転者は運転記録簿に必要事項を記入し、利用状況を報告すること。

(遵守事項)

第6条 自治区の軽自動車を運転する者は次の各号を遵守する。

- ② 利用申請した事項を守る。交通事情等により大幅に変更が生じる場合は、速やかに自治区長に電話等で連絡すること。

- ③ 自動車から離れる場合は、始動キーを外し、施錠すること。
- ④ 使用前及び使用後は、車両の外観点検を（キズ・へこみ等外観）行うこと。  
点検の結果、異常が認められた場合は速やかに自治区長に報告すること。

（自動車の管理）

第7条 自動車の整備管理は、自治区長が行い、常に機能の保持に努めること。

- ② 自治区長は、自動車任意保険に加入すること。

（燃料の補給）

第8条 燃料の補給は、自治区で定めた給油所で、原則として自治区が行う。

（自動車及び鍵の保管）

第9条 軽自動車の保管場所は下古屋公民館前とし、常時施錠をすること。

- ② 軽自動車の鍵は、区長・副区長が責任を持ち、公民館にて保管すること。

（事故処理）

第10条 自動車事故が発生した場合は、道路交通法に従い、次の各号に注意し、適切に対処すること。

人身・物損事故の大・小にかかわらず速やかに事故報告書を自治区長宛てに提出すること。

- ② 人身事故の場合は、第一に負傷者の応急手当等、救済を最優先して行うこと。
- ③ 警察署または派出所に届け出ること。
- ④ 証人の確保に努めること。
- ⑤ 相手側の状況を確認すること。（車両番号・氏名・住所・電話番号・勤務先等）
- ⑥ 区民が個人的利用の際発生した事故で、自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険（対人・対物）で補てんできない損害金は、利用した区民が負担すること。

第11条 この規則を改廃する場合は、役員会にて決定する。

## 付 則

- 1 この規則は、平成25年 10月 25日から施行する。
- 2 この規則は、区民の住環境整備等の利便性を図る目的で、平成30年1月1日改定